

鹿児島港本港区景観ガイドラインの概要

1 ガイドライン(令和5年12月策定)の位置づけ

- ・ 桜島の眺望やまちなみ景観など、**鹿児島港本港区エリア**に相応しい**景観・デザイン**について、基本的方向性を示すもの
- ・ 鹿児島市の景観計画や屋外広告物条例を遵守
- ・ 同エリアにおける建築物の建築及び公共土木施設等の整備に反映

⇒ **本港区エリアの『良好な景観形成』と『魅力向上』を図る**

【参 考】

- 同エリアでは、「鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン」(平成31年策定)をもとに、「年間365日 賑わう拠点の形成」を目指す
- 本港区の望ましいまちづくりを進めるため、「鹿児島港本港区エリアコンセプトプラン」を策定(令和6年3月)：
 - ・ 「景観への配慮」については、本ガイドラインにも基づき景観形成を進める
 - ・ 港湾管理者と事業者等は専門的見地を踏まえた協議の場を設け、良好な景観形成と魅力向上を図る

2 ガイドラインの対象区域

○ 本港区エリアまちづくりグランドデザインで定義する本港区エリアを対象



3 配慮方針(3つのポイント)

- ① 錦江湾や桜島、歴史的建造物等の景観資源に配慮
- ② めぐり、たたずみ、のぞむことができる、歩行者目線での良好な景観形成を目指す
- ③ 多様な来訪者が行き交う集う魅力的な空間形成を目指す

5 本港区における景観への配慮事項

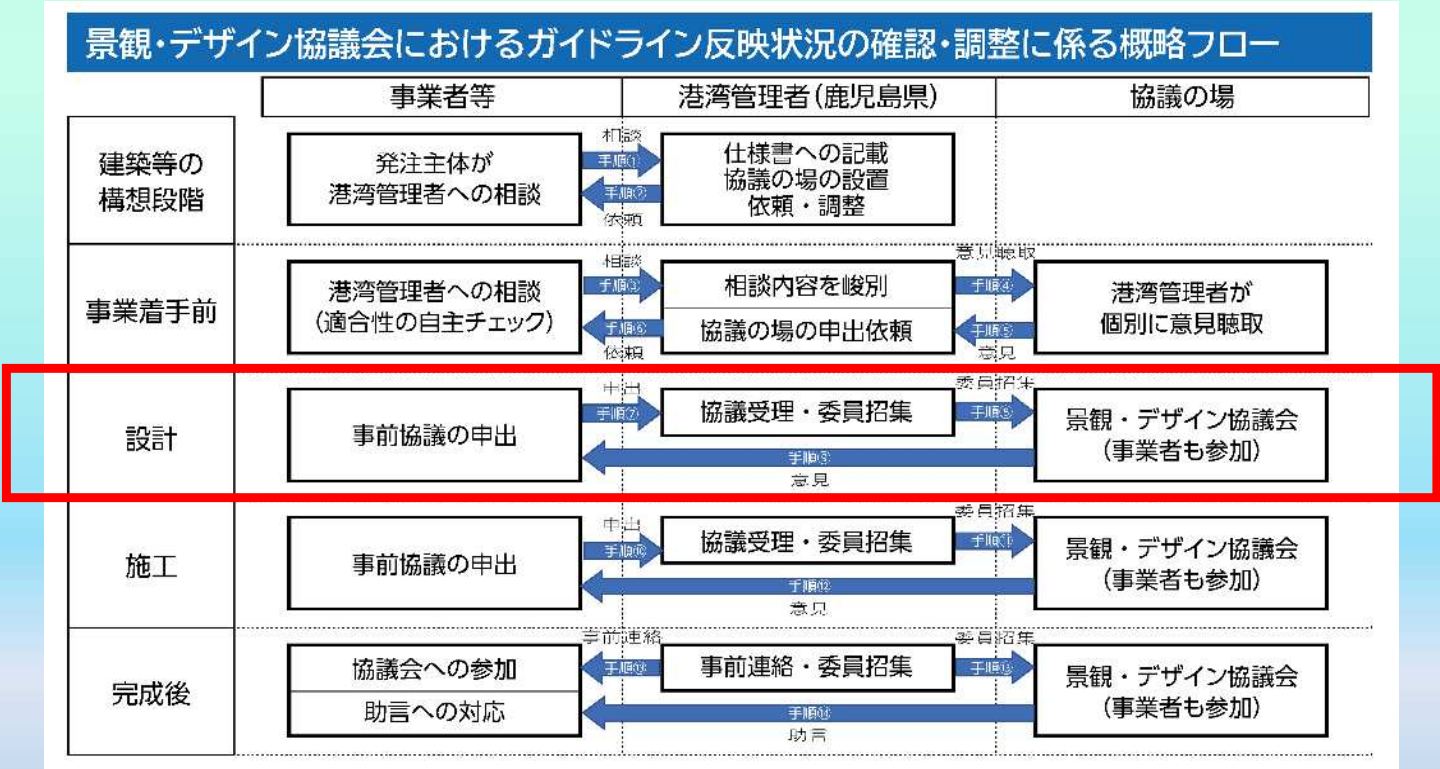
- (1) 建築物等の高さ（鹿児島市景観計画を遵守した高さ）
- (2) 「のぞみの場」からの見通し確保
- (3) 回遊動線におけるオープンスペース、回遊性の確保
- (4) 水際空間
- (5) まちなみ形成
- (6) 建築物等のファサード [※ファサード：建築物を正面から見たデザイン、外観]
- (7) 色彩
- (8) 屋外広告物
- (9) 屋根・屋上
- (10) 駐車場・駐輪施設
- (11) 夜間景観の演出
- (12) 道路及び緑地・緑化
- (13) イベント時の緩和
- (14) その他(ユニバーサルデザインなど)

6 景観への配慮事項適合チェックリスト

- 同エリアで建築物等の建築等を行う事業者等は、景観への配慮事項に関する「景観への配慮事項適合チェックリスト」を作成し、港湾管理者へ相談を行った上で、協議の場を設ける。
- 協議対象は、以下のとおり。
 - (1) 建築物
 - ① 新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、色彩の変更：
高さ12mを越えるもの又は、地階を除く階数4以上又は、
延べ面積1,500㎡を超えるもの
 - ② 特定照明の設置や改修
 - (2) 工作物
 - ① 新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、色彩の変更：
建築基準法施行令第138条指定の工作物(広告塔、擁壁、エレベーター等)
のうち、高さ10mを越えるもの
 - ② 特定照明の設置や改修
 - (3) 屋外広告物
鹿児島市屋外広告物条例に基づく届出や許可が必要なもの
 - (4) その他
特に、景観配慮が求められる場合

7 鹿児島港本港区エリア景観・デザイン協議会の概要

- 事業者等からの、協議の場の申出を受け、協議会を開催
 - 協議会では、本ガイドラインの実現に向け、**景観・デザイン形成の取組が図られるよう、建築物等の建築等を実施する際に、本ガイドラインの反映状況の確認・調整**や、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。
- ⇒ 協議会において、チェックリスト等により、本ガイドラインの反映状況の確認等を行う。



★ 本港区エリアに相応しい『良好な景観形成』と『魅力向上』を図る